

アフリカにおける国有化の新動向

島田征夫

- 一 はじめに
- 二 アフリカの国有化先例
 - (一) スエズ運河会社の国有化
 - (二) アルジェリアの石油企業国有化
 - (三) ユニオン・ミニエールの国有化
- 三 国有化とアフリカナイゼーション
 - (一) アフリカにおける国有化の特徴
 - (二) アフリカナイゼーションの意義
 - (三) アフリカナイゼーションの実態
 - (四) アフリカナイゼーションの形態
- 四 むすび

一 はじめに

一九五六年七月二六日、エジプトのナセル大統領は突如スエズ運河会社 (Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez) の国有化 (nationalization) を宣言した。これが世にいうスエズ動乱の発端であり、その後数多く行なわれたアフリカにおける国有化の先鞭をつける事件となったものである。

「国有化」という用語がはじめて用いられたのは、一九一七年一月二七日（新曆）にソビエト革命政府の発表した「銀行国有化に関する政令」においてであるといわれる。国有化という国内的措置の概念規定を行なうことは、実はそう簡単でない。⁽²⁾しかし、国家が、自国の政治的・経済的・社会的体制の変革を実施する過程で、私的経済活動の分野にまで介入し、一定の個人の財産や権利を国家自身にまたはそのコントロールの下に強制的に移管する措置をとることは、決して珍しいことではない。

こうした国有化の措置は、そもそも一国内で行なわれるものであって、本来は国際問題ないし国際法上の問題を提起することはない。しかし、国内に外国人の財産や権利が存する場合には、当該国は国際法上外国人財産を保護する義務を負っているため、⁽³⁾国有化の効力がそうした財産を除外するものでないかぎり、当然に国際法の問題を提起することになる。⁽⁴⁾

国有化は以前にもその例がなかったわけではないが、顕著になったのは今世紀に入ってからであり、それも特に第二次世界大戦後のことである。⁽⁵⁾現在まで世界で行なわれてきた国有化は、さまざまな方法で分類することが可能であ

るが、たとえばつぎの三つの型に分けることもできよう。⁽⁶⁾

- ① 資本主義国の行なう国有化（資本主義型国有化）
- ② 社会主義国の行なう国有化（社会主義型国有化）
- ③ 開発途上国の行なう国有化（脱植民地型国有化）

本稿は、もっぱらアフリカ諸国における国有化の最近の動向について論ずることをそのテーマとするものであるが、いちがいにアフリカ諸国における国有化といっても、はなはだ漠然としてとらえどころがない。アフリカの国は現在までにすでに五〇カ国を超えているし、またその多様性もきわめて著しいからである。アフリカ諸国は一般に開発途上国であるから、本稿で取りあげるものは、③の型の国有化ということになる。

アフリカ五〇数カ国の中から若干の国のみを取り出して、それでアフリカにおける国有化の動向を論ずるという方法をとること自体がそもそも無理な話ではあるが、本稿では便宜上先例として、エジプト、アルジェリア、ザイール（コンゴ）の行なった主要な国有化事例を取りあげ、それらの国有化の背景や経緯をとくに事実点を中心に追うこととする。そしてその作業を通じて、アフリカ諸国の国有化事例に共通な特徴を探り出すことを試み、さらにアフリカナイゼイションと呼ばれる新しい動きについても考察を加えてみたいと思う。

(1) 横川新『国際投資法序説——国際法における国有化の研究』（一九七二・千倉書房）一三三頁。なお、この銀行国有化令については、入江啓四郎『国際経済紛争の争訟処理』（一九七一・成文堂）九五、一四九、一五四頁参照。

(2) 国有化の定義については、たとえばつぎのものを参照。田畑茂二郎「国有化をめぐる国際法上の問題点」（田岡良一・田

畑茂二郎監修『外国資産国有化と国際法』（一九六四・日本国際問題研究所）所収」三〇七頁、横川・前掲書二二頁以下。ここでは一応、一九五二年の国際法学会で報告者（M. A. de La Pradelle）が提示した下記の定義を紹介しておく。「国有化とは、国家による開発もしくはコントロールまたは国家の決定する他の目的のために、立法措置により、公共の利益のもとに、私の財産もしくは権利または一定のカテゴリーの資源を国家へ移転することをいう。」（*Annuaire de l'Institut de Droit International 1952, Vol. 44 Tome II, Session de Sienna, pp. 279-280*）

(3) この点についてはたとえ下記のものを参照。横田喜三郎『国際法論集Ⅱ』（一九七八・有斐閣）二四五頁以下、横川・前掲書四二頁以下、六一頁以下。

(4) 問題は、国有化を行なう国の権利と義務の両面に大別される。前者は、国家が国有化を行なう権利を有するのいかいなか、つまり国有化の権利の有無、後者は、国有化の行なわれた結果損害をこうむった外国人に対して、国家はいかなる補償を行なう義務があるのか、つまり補償の条件や態様が主要な論点となる。

(5) 詳しくはたとえ下記のものを参照。横川・前掲書一〇七頁、横川新「第二次大戦後の国有化の動向について」一橋論叢第五八巻第四号（一九六七年一〇月）九四頁以下。島田「多国籍企業株主の外交的保護」〔宮崎繁樹編『多国籍企業の法的研究』入江啓四郎先生追悼（一九八〇・成文堂）所収〕一二七～一二八頁。

(6) 安藤勝美「アルジェリアの国有化政策」アフリカ研究第九号（一九六九年一月）三七～三八頁参照。

①の型については下記のものを参照。儀我壯一郎編『現代企業と国有化問題』（一九七八・世界書院）一三頁以下、横川・前掲書九八頁以下。

②の型については下記のものを参照。入江啓四郎『国際法上の賠償補償処理』（一九七四・成文堂）三六九頁以下、香西茂「外人財産の取用と国際法」法学論叢第六一卷第三号（一九五五年八月）四〇頁以下、桑田三郎「東欧諸国における国有化の諸問題」法律時報第二八巻第一〇号（一九五六年一〇月）一四頁以下、大内穂『国際法における外人財産の取用と補償の法理』（一九六四・グンテイル出版会）三二頁以下、横川・前掲書八九頁以下。

③の型については下記のものを参照。入江啓四郎『開発途上国における国有化』（一九七四・早大比較法研究所）、落合淳

隆『現代国際法政要論——アジア・アフリカを中心として』（一九七〇・敬文堂）三三二頁以下、安藤仁介「イントネシアによるオランダ系企業の国有化について——その国際法上の問題点」（田岡・田畑監修・前掲書所収）九七頁以下、大内・前掲書四三頁以下、横川・前掲書一〇〇頁以下。

なお、その他の国有化関係の文献についてはつぎのものを参照。横川・前掲書巻末「参考文献」、桜井雅夫『国際経済法研究——海外投資を中心として』（一九七七・東洋経済新報社）一〇一頁以下、桜井雅夫・北村かよ子・石田曉忠編『発展途上国の外国系企業国有化——解説とリスト』（一九七八・アジア経済研究所）一九五頁以下。

(7) 南アフリカ共和国だけが経済的低開発国でない（入江『開発途上国における国有化』六〇七頁）。なお、「開発途上国」の名称と範囲については、たとえばつぎのものを参照。磯崎博司「新国際秩序と平等（一）——国際組織における参加の平等」東京立大学法学会雑誌第二一巻第一号（一九八〇月七月）六五～六八頁。

二 アフリカの国有化先例

(一) スエズ運河会社の国有化

一九五六年に国有化されたスエズ運河会社（以下、「会社」という。）は、約一〇〇年前の一八五八年二月一日にエジプトの国内法によって設立されたエジプトの会社であった。⁽³⁾ 会社の設立目的は、運河の建設・経営と運河地帯の開発とされ（一八五六年一月五日付けの会社定款⁽⁴⁾第二条）、会社の存続期間は、工事完了と運河の開通の時（実際は一八六九年一月一七日）より九九九年とされた（一八五六年一月五日付けの特許状⁽⁵⁾第一六条）。なお、運河が一八八八年一〇月二九日のコンスタンチノーブル条約により国際化され、平時戦時をとわずすべての国の商船と軍艦の自由通航が認められたこと（同条約第一条⁽⁶⁾第一項）は衆知の事実である。

アフリカにおける国有化の新動向（島田）

このように会社はもともエジプトの会社であったが、歴史上その大株主は、初期にはフランス系とエジプト宮廷とに二分されていた。イギリスは、インドへの道を確保する必要から、のちにエジプト宮廷の疲弊に乗じてその持株を買収し、フランスにつぐ大株主となった。ついで露土戦争（一八七七〜一八七八年）にさいして運河地帯における地位を強化し、さらに一八八二年九月にはエジプトを占領し、先のコンスタンチノープル条約を有利に導いた。第一次大戦中、イギリスはエジプトを保護国としつつ、のちには独立を認めたもの（一九二二年二月二八日）、運河地帯の実権は握ったままであり（一九三六年八月の相互防衛同盟条約）、この状態が第二次大戦後まで続いたのである。⁽⁷⁾

一九五二年七月二三日にナセルを中心とする自由将校団がクーデタをおこし、ファルーク国王は七月二六日に国外追放され、一九五三年六月一八日にエジプトに共和制が宣言された。一九五六年六月二三日に初代大統領となったナセルは、非同盟・アラブ統一・反植民地主義を旗印とする政策を積極的にすすめ、さらに米英がアスワン・ハイダムの建設資金融資の約束を反古にするに及んで、前述のようにスエズ運河を国有化し会社を接収する大統領令（スエズ運河会社国有化法⁽⁸⁾）を公布した。同大統領令は即日実施され、運河の支配権はエジプト側の手に帰したのである。

ナセル大統領は、その日アレキサンドリアで国有化宣言のため演説を行なっている。彼はまず、運河建設のため多くのエジプト人が犠牲になったことを述べ、運河の利益の大半が英仏の手にわたっていることを指摘し、会社がエジプトにおいて「国家の中の国家」をつくっていることを明らかにしたのち、エジプトの会社たる運河会社を国有化することには歴史的にも法的にも問題がないことを述べ、会社のあげる収益によってアスワン・ハイダムを建設することを強調したのである。⁽⁹⁾

スエズ運河国有化事件は、その後、運河利用国のロンドン国際会議（第一回は八月一六日～二三日、第二回は九月一九日～二一日、第三回は一〇月一日～五日）、国連安全保障理事会における審議（九月二六日～一〇月一三日）、イスラエル軍のエジプト領侵入（一〇月二九日）、安保理事会におけるアメリカの停戦案に対する英仏の拒否権行使（一〇月三〇日）、英仏軍の介入（一〇月三十一日）、緊急特別総会での即時停戦案採択（十一月二日）、英仏・エジプト休戦（十一月七日）、英仏軍の撤退完了（十二月二日）、イスラエル軍の撤退（一九五七年三月六日）などを経て、次第に収拾の方向に向ったのである。⁽¹⁰⁾

ところで、スエズ運河国有化にともなう補償問題について付言すれば、当初みられた運河の国有化措置そのものの合法性を争う主張は次第に影をひそめ、英仏イスラエル軍の撤兵後は、問題は補償条件に絞られたのである。問題解決の糸口は、一九五八年二月一九日からローマで始まった会社側の折衝委員とアラブ連合共和国（エジプトの同上への改称は、同年二月一日）政府、および調停者として参加した世界銀行間の交渉によって与えられた。交渉は四月二九日に仮協定として結実し、さらに努力が続けられた結果、七月一日にジュネーブで正式な協定がアラブ連合共和国とスエズ財務会社（Compagnie Financière de Suez）との間で締結されて、補償問題も解決をみたわけである。同協定によれば、エジプト側は同社に二八三〇万エジプト・ポンドを七回の分割払いで支払うことになった。⁽¹¹⁾

(二) アルジェリアの石油企業国有化

アルジェリアは、一九六二年七月三日に、一二〇余年にわたるフランスの支配から脱し、民主人民共和国として独立した。⁽¹²⁾ 独立への第一歩は、一九五四年十一月一日の国民解放戦線（FLN: Front de Libération Nationale）の結

成に認められる。その後、カイロでのアルジェリア共和国臨時政府の樹立宣言（一九五八年九月一九日）、ド・ゴール大統領によるアルジェリア自決権の承認（一九五九年九月一六日）、フランス国民投票（一九六一年一月八日）、フランス政府とFLNとのエビアン会談（一九六一年五月二〇日）六月一三日、一九六二年三月七日（一八日）などを経て、エビアン協定（一九六二年三月一八日付け⁽¹³⁾）の締結によって、七年半にわたる独立戦争に終止符がうたれたわけである。

エビアン協定は、アルジェリアがフランスからの独立をかちとるための一種の妥協ともいえ、フランス側は、コロン（入植者）の土地を犠牲にしてまでアルジェリアの石油その他の鉱物資源に対する既得権を維持しようとした。しかし、長い独立戦争で疲弊したアルジェリアの国内経済はこうした保守的体制の存続を許さなかった。初代大統領ベロン・ベラは、エビアン協定厳守を謳いつつも、国民経済の建設、すなわちフランス経済への従属からの解放と土地改革を掲げて社会主義を標榜したが、一九六五年六月一七日の軍事クーデタでこれに代わったブーメディエン政権も社会主義的政策を推進したのである。

アルジェリアの国有化の対象は、コロンの土地にはじまって石油に及んだ。つまり、独立直後はコロンの遺棄財産の接取が行なわれたが、⁽¹⁴⁾政変以後は、一九六六年にまず鉱山、銀行、保険などの戦略的部門が、ついで一九六八年には製造工業や流通部門の主要企業が、さらに一九七一年にはフランス系石油企業がつぎつぎと国有化されていった。これにより、アルジェリア経済の基幹部門は、ほぼ完全にフランス人の直接支配から解放されたわけである。

ところで、「歴史的な重要性がある⁽¹⁵⁾」といわれるアルジェリアによるフランス系企業の国有化措置は、きわめて異彩を

はなつて⁽¹⁶⁾いる。アルジェリアの独立以前には、一九五八年一月二日の石油法が唯一のもので、同法はフランス資本の誘致、同資本による石油資源の開発を主たる目的としていた。エビアン協定の一部たる一九六二年三月八日の宣言によつてもフランス系石油会社の既得権尊重の原則が打ち出され、その独占体制はほぼ維持されることになつたのは前述のとおりである。

アルジェリアの国有化に対する積極的姿勢は、一九六三年二月三日のSONATRACH(Société Nationale de Transport et de Commercialisation des Hydrocarbures, 新協定締結後は Société Nationale pour la Recherche, le Transport, la Transformation, la Commercialisation des Hydrocarbures) の設立によつてはじめてられた。ついで、一九六四年五月よりフランスとの交渉が開始され、一九六五年七月二九日にフランス側の大幅な譲歩を得て新協定⁽¹⁷⁾が締結された。新協定では、フランスとアルジェリアは平等の立場で石油資源の探査・開発に協力することになつたほか、SONATRACHの権限も拡大され、調査から販売までの全部門への参加が実現した。その後、アルジェリアはSONATRACHを中心とした石油への参加政策を進めたため、同社の活動領域はつぎのように次第に広がつていった。

一九六六年には一連の国有化令によりSONATRACHの権限拡大と生産増大、さらに輸送・販売部門への進出をはたし、一九六七年には英米系企業一三社の部分的国有化を行ない、一九六八年にはアメリカの Getty 社と協定を結び、SONATRACHは株式の五一%を所有することになつた。そして一九七〇年六月には一連の政令で非フランス系石油会社の五一%国有化⁽¹⁸⁾を行ない。さらに一九七一年には二月二四日⁽¹⁹⁾と四月一二日の政令でフランス系石油

会社の五一％国有化を断行し、すべての外国系石油会社の五一％国有化を完了、同時に新石油法を制定したのである。なお、補償については、その額と算定方法などに關し問題が生じたが、結局一九七一年にアルジェリア政府と各石油会社間の個別交渉で、アルジェリア法にもとづき解決された。⁽²⁰⁾

以上のようなアルジェリアの国有化をすすめるきっかけを与えたものは、トリポリ綱領とアルジェ憲章である。エビアン協定の定める国有化原則によれば、フランス人関係の国有化はかなり制限されており、フランス人の財産や既得権についてアルジェリアはこれを尊重する義務があり、いかなる差別的措置も、また衡平な補償なく収奪する措置もとってはならないとされていた。このように同協定はアルジェリア経済のフランスへの従属を維持しようとするものであったが、独立が既定事実化した頃より、FLN内の左右対立が対フランス政策をめぐる次第に顕著となつていった。こうした背景の中で、独立一カ月前の一九六二年六月七日にリビアのトリポリでアルジェリア革命国民評議会(CNRA: Conseil National de Révolution Algérienne)が採択したトリポリ綱領においては、対フランス強硬策をとる左派の主張が採用されたのである。

トリポリ綱領では、国民経済建設のためとるべき措置として、外国支配と自由経済に反対する経済政策が掲げられ、まず農業革命、つぎに各種の国有化が標榜された。⁽²¹⁾このように同綱領においてはエビアン協定の精神は全く無視されており、このわずか三カ月相前後してつくられた二つの文書のいずれの道を歩むのかは、独立アルジェリアの将来の命運を決する大きな要因とみられたわけである。当初エビアン協定の敵守を誓っていたベン・ベラも、国内経済建設のため次第に社会主義的路線をとらざるをえなくなった。そして、一九六三年九月八日に公布された憲法には、

トリポリ綱領の理念がきわめて色濃く反映することになったのである。⁽²²⁾

一九六四年四月一六日にアルジェで開かれたFLN第一回大会では、社会主義革命をめざす綱領たるアルジェ憲章⁽²³⁾が採択され、さきのトリポリ綱領の路線がいっそう強力に推進されることになった。同憲章は、アルジェリア経済を社会主義への過渡期にあるものとしてとらえ、社会主義部門と資本主義部門の共存を前提としつつ、二重経済構造の解消、土地改革を通じての農業部門の生産性の向上とそれによる工業化、さらに国民経済の需給バランスにかかわるような基幹産業分野の発展段階に応じての国家管理化などを定めた。⁽²⁴⁾このような社会主義政策のたび重なる推進にもかかわらず、その成果は必ずしも充分ではなかったため、前述のように一九六五年のブーメディエン政権の誕生を迎えるに至るのである。政権の座についたブーメディエンは、一九六六年五月六日の国有化令をはじめとして次々に国有化令を発し、社会主義路線を一路邁進していった。⁽²⁵⁾

ところで、エビアン協定の精神と以上のような国有化政策の齟齬の問題はどのように解決されたのであろうか。独立後、アルジェリアの国有化は、国または地方官庁により衡平な補償を定めることなしに一方的に決定されていった。こうした一方的国有化に対して、フランス側には協定違反という声も強かったものではあるが、アルジェリア社会主義建設という国家目標に裏うちされた実際的な行動におしきられたというのが実情であらう。⁽²⁶⁾

要するに、アルジェリアの経済政策は、一連の社会化、つまり生産・流通の全過程を社会的に組織化し、計画的に規制することを、その基本原理としている。こうした経済の社会化を達成する手段として産業の国有化が必要となり、それはまた民族ブルジョアジーの資産のみならず外国人財産の国有化をも要求せずにはおかないというものであ

った⁽²⁷⁾。こうした考えは補償の面でも如実に現われ、国有化された外国人財産に補償がなされた例はきわめてまれであり、またその額も全く問題にならなかったといわれる⁽²⁸⁾。

(三) ユニオン・ミニエールの国有化

コンゴにはまず一八八五年七月一九日にベルギー国王レオポルド二世によるコンゴ自由国 (Etat Independent du Congo) の設立があり⁽²⁹⁾、同国は、一九〇八年三月五日にベルギーの植民地となるまで国王の個人的権威（主権）のもとにおかれていた。その後五〇余年、コンゴは、いわばベルギーの台所としてその豊かな鉱物資源はベルギーの国家財政をうるおしつづけ、ようやく一九六〇年六月三〇日にコンゴ民主共和国として独立した（ザイル共和国への改称は、一九七一年一月二七日）。ところで、ユニオン・ミニエール (Union minière du Haut-Katanga) の創立は一九〇六年一月二九日のことであった。まず同社設立に至る経緯を概観しよう⁽³⁰⁾。

レオポルド二世は、コンゴ開発のために一八八七年二月九日に C C C I (Compagnie du Congo pour le commerce et l'industrie) を設けたが、植民地経営に行きつまったため、天然資源や無主地の国有化を宣言した。一八九一年三月二日に、同国王は、C C C I の子会社として特許会社たる C K (Compagnie du Katanga) をつくらせ、C K にカタンガ地方の三分の一の領域における九九カ年の鉱山開発権などを与える一方、C K より譲許料を徴収することとした（コンゴ自由国と C K との協定）。しかし、コンゴ自由国と C K とのカタンガ地方共有の不都合が次第に明らかになったため、一九〇〇年六月一九日にカタンガのすべての土地の開発を九九カ年にわたり委託された C S K (Comité spécial du Katanga) が、両者の間で締結された協定によって設立された⁽³²⁾。

	1960年	1965年
Comité spécial du Katanga	36%	—
Tanganyika Concessions Ltd. ⁽³⁵⁾	20%	20%
Société générale de Belgique ⁽³⁶⁾	7%	7%
Compagnie du Katanga	1%	13%
République Democratique du Congo	—	24%
Autre actionnaires (porteurs individuels)	36%	36%

アフリカにおける国有化の新動向（島田）

このように一九世紀の間はコンゴの開発・経営は軌道にのらず、コンゴは始末に困る植民地となっていたが、二〇世紀に入り事情は一変した。CSKがカタンガで豊富な鉱物資源を発見したためである。その開発のために、急ぎ大資本の投入と新しい強力な事業会社の設立とが必要となった。こうした背景と目的をもって設立された新会社がユニオン・ミニエールであった。⁽³³⁾ 同社の株主の議決権の構成は、独立の前後の推移を対比してみれば、上掲の表のとおりである。⁽³⁴⁾

コンゴがベルギーにとって重要であればあるほど、本国からの独立は困難さを増す。果して一九五六年以降の独立への道はきわめて険しいものとなった。独立運動は、五九年一月の首都レオポルドビルでの暴動をきっかけに一年半後に独立を勝ち得たものの、その後内乱が発生し、国内分裂が列強の関与を招き、ベルギーの軍事介入（六〇年七月九日）やカタンガ州の分離独立宣言（七月一日）、国連軍の派遣などをへて、ようやく六一年三月八～一二日に指導者円卓会議が開かれ、コンゴの統一が回復し、六四年六月三〇日には国連軍が撤退した。そして一九六五年一月二九日のモブツのクーデタによる政権奪取後やっと国内政情が安定し経済の発展が軌道にのり始めたのである。

ところで、独立三日前の一九六〇年六月二七日付けの勅令で、ベルギー国王は、CSKの解散および資産分割に関してすでに六月二四日に植民地政府とCKの間で結ばれていた

協定を承認して⁽³⁷⁾いた。つまりこれは、独立を控えて、ベルギー側の利益代表者 S G B (Société générale de Belgique) が、独立後植民地政府の C S K に対する権利や持分がコンゴに移り、ユニオン・ミニエールが新政府の間接的な支配下におかれることをおそれたための措置であった⁽³⁸⁾。これにたいし、コンゴ新政府はこの勅令の内容を認めなかったため、C S K は存続し、ベルギーの前記措置に対するコンゴ側の反応は四年後につきのように行なわれた。すなわち、ションベ首相は、一九六四年一月二九日付けのデクレ⁽³⁹⁾によって、前記一九六〇年六月二四日の協定を承認しないこと（第一条）、C S K は解散すること、また C S K の一切の権利および資産はコンゴ共和国政府に帰属すること（第二条）を決めたのである。これは、ユニオン・ミニエールの接収に至る第一歩としての意味をもっていた。ベルギー政府はこれにたいして、C S K がベルギー法人であるためコンゴ政府がこれを一方的に処分できないなどと反論し、その後一時妥協をみたものの、この問題の最終的解決にはモブツ政権の登場を待たねばならなかった⁽⁴⁰⁾。

独立後コンゴの輸出額の八〇％は鉱産物によって占められていたが、銅をはじめとしてダイヤモンド、コバルト、マンガン、亜鉛、銀、カドミウム、ゲルマニウムなどについてもユニオン・ミニエールがそのほとんどを生産し、外貨の七〇％、コンゴの総収入の三分の一を供給していた⁽⁴¹⁾。当時ユニオン・ミニエールは「国家の中の国家 (un Etat dans l'Etat)⁽⁴²⁾」といわれ、地質学上の奇蹟といわれるほどの鉱物資源の宝庫であるカタンガ州に君臨していた⁽⁴³⁾。このように、独立後のコンゴにとっても、ユニオン・ミニエールの存在はきわめて大きなものであった。

クーデタで政権を奪取したモブツは、自ら大統領と首相を兼任し、憲法を停止して立法権を握った上で、コンゴの経済的自立のためにベルギー資本、とくに S G B 資本の駆逐、つまりベルギー系企業のコング化の政策を強力に推進

した。⁽⁴⁴⁾ この政策を実施にうつすため公布されたのが、一九六六年六月七日付けの二つのオルドナンス、すなわち、コンゴによる土地、森林、鉱山に関する権利の回復に関するオルドナンス (Ordonnance loi n° 66-343) と開発本部をコンゴ内に有する外国会社のコンゴへの本社移転に関するオルドナンス (Ordonnance loi n° 66-344) であった。

前者は、「コンゴ民主共和国は、一九六〇年六月三〇日以前に譲許された土地、森林、および鉱業の権利のすべてについて、完全かつ自由な処分権を回復する」(第一条)、「コンゴ民主共和国は、主権的行為として、その天然資源、つまり森林および鉱山の開発または管理の権利の配分を行なう」(第二条)、「コンゴの土地の開発と管理を目的とする従来の法令上のテキストで、このオルドナンスの精神に反するものは廃止される」(第三条)などを定めた。⁽⁴⁵⁾ また後者は、「コンゴに開発本部をもつ会社は、その本社および管理部 (siège administratif) をコンゴ内に有すること」(第一条)、「第一条に定める現存の会社で、本社および管理部をコンゴ内に有しないものは、一九六七年一月一日までにこれらをコンゴ内に移転すること」(第二条)、「本社のコンゴへの移転は新しい法人をつくるものとはみなされないこと」(第三条)などを柱とするものであった。⁽⁴⁷⁾

ユニオン・ミニエールは、前者のオルドナンスの実施規則に従って鉱山開発権の再取得を申請したものの、後者のオルドナンスが要求する本店等のコンゴ内移転には応じなかった。これにたいしてコンゴ政府は、本社の移転要求のみならず、ユニオン・ミニエールのコンゴ化の一環として自己の持株の増加をも強く求めたため、両者は鋭く対立した。この対立を打開するため七月より交渉が開始され、一時妥協が成立したかにみえたが、結局不成功に終わった。⁽⁴⁸⁾

ユニオン・ミニエールは、一九六六年一月二三日の重役会で本社のコンゴへの移転を拒否する決定を行なった

が、その理由として、移転が事実上も法律上も不可能なこと、とりわけ移転の結果として、コンゴ外にある同社の資産がコンゴ政府の管轄権のもとにおかれることがあげられた⁽⁴⁹⁾。コンゴ政府はこれにたいして、同日中にユニオン・ミニエールの銅の開発を禁止させる一方、一月三十一日まで同社の資産を管理する暫定委員会を設置し、三十一日には、同社を解散し、それにかわる新会社GECOMIN (Générale congolaise des Minerais)⁽⁵⁰⁾の設立を発表した。

ユニオン・ミニエールが年末までに本社の移転等の措置をとらなかつたため、コンゴ政府は、予定どおり一月一日にユニオン・ミニエールの鉱業権を取りあげ、同社のコンゴ所在全資産を接収し、さらにユニオン・ミニエールがコンゴから持ち出してストックしている銅やコバルトなどの代価として七五億ベルギー・フラン（一億五〇〇〇万ドル）を一月一五日までに支払うよう要求した。ユニオン・ミニエールはこれにたいして、一月三日に、同社はベルギーにあるベルギー法上の会社であるため、コンゴ政府の発表にもかかわらず消滅せず、コンゴの鉱山および工場の唯一の所有者であること、またコンゴ政府の七五億ベルギー・フランの支払要求については、同政府は四〇〇億ベルギー・フラン（八億ドル）にのぼる同社の資産を接収したのであるから、貸しがあるのはむしろユニオン・ミニエール側であると反論して譲らず、事態は泥沼化の様相を呈してきた⁽⁵¹⁾。

紛争の早期解決は困難とみられていたが、六七年一月末から始つていたベルギー側とコンゴ政府との交渉は二月に入つて大いに進展し、二月一五日に至り、販売面はユニオン・ミニエールが実質的に引きうけ、生産面はGECOMINが受けもつことと妥協が成立、SGM (Société générale des minerais de Belgique)⁽⁵²⁾とGECOMINとの間で技術協力協定および付属議定書⁽⁵³⁾が締結された。協定の主な内容は、つぎのとおりである⁽⁵⁴⁾。

「SGMは、つぎのことをGECOMINのために行なう。

(a) 鉱山の良好なる開発および発展、職員の配置、ならびに、会社の鉱業上、工業上および商業上の経営のための必要なプログラム全般の研究

(b) GECOMINの理事会が決定したプログラムの実施

(c) 会社の発展に必要な非アフリカ人のGECOMINへの補充および供給

(d) 鉱産物の精錬および売買」(第一条)

「鉱産物の売買につき最良の条件をつねに確保するため、SGMとGECOMINは販売計画を定期的にかつ合意によつて決定するが、そのさいに、生産の要請、市場の一般的状況およびコンゴに支払われるべき外貨のできる限り迅速な送金の必要性などが考慮されるものとする。」(第三条)

「SGMは、市場の吸収可能性に左右される鉱産物の売買を保証できる範囲で、銅、コバルトその他の鉱物をGECOMINの勘定で販売する。」(第六条)

「本協定を実施するにあたり、SGMが与える役務については、証拠書類とともに提示される計算書および送り状にもとづいて謝礼⁽⁵⁵⁾が支払われるものとする。」(第八条)

最後に補償問題にふれておこう。一九六六年一月三十一日にコンゴ内にあったユニオン・ミニエールの全資産の簿価は約三億ドルに達していたが、補償条件については一九六九年一月一六日につきのような合意に達した。すなわち、まず一九六七年二月一五日の技術協力協定を二五年間延長し、最初の一五年間に、SGMは毎年GECOMIN

の生産額の六%にあたる額を受領し、これは補償および技術援助料に充当される。つぎの一〇年間には、SGMはGECOMINの年間総収入の1%相当を受領し、これは技術援助料および関連費用に充当される。要するに、コンゴ政府の支払う補償額は、最大限一九七〇年～八五年の一五年間のGECOMINの生産額の六%におさえこまれることになったのである。⁽⁵⁶⁾

- (1) この経緯についてはつぎのものを参照。Survey of International Affairs 1955～1956, pp. 302; Ibid. 1958, pp. 3. 入江『開発途上国における国有化』一六九頁以下、同「スエズ運河会社の法的地位」法律のひろば第九巻第九号（一九五六年九月）四頁以下、香西茂「スエズ国有化の法的諸問題」（田岡・田畑監修・前掲書所収）五六頁以下、矢内原勝「英・仏の権益とスエズ問題」アジア問題第六巻第二号（一九五七年二月）八八頁以下。
- (2) 当時のエジプトの国際法上の地位については、入江・同書一六九～一七一頁参照。
- (3) 入江・同書一七三頁以下、香西・前掲論文六六頁以下参照。
- (4) 定款の仏文テキストは、「万国スエズ運河会社規定」国際法外交雑誌第五巻第六号（一九五七年三月）八五頁以下参照。なお、邦訳は、今尾登『スエズ運河の研究』（一九五七・有斐閣）三六六頁以下参照。
- (5) テキストは、今尾・同書三五九頁以下参照。
- (6) 入江・前掲書一八六～一九〇頁参照。
- (7) 詳しくは、同書一七九頁以下参照。
- (8) テキストはつぎのものを参照。Documents on International Affairs 1956, pp. 113～115. 入江・同書二〇一～二〇二頁、香西・前掲論文五六頁。
- (9) Ibid, pp. 77. 酒井伝六『スエズ運河』（一九七六・新潮社）一九五頁、平野義太郎「スエズ運河会社国有化の法律問題」法律時報第二九巻第三号（一九五七年三月）一二三頁参照。

- (10) 詳しくはたとえば、入江・前掲書二〇六頁以下参照。
- (11) この経過について詳しくは、つぎのものを参照。入江・前掲書二一八頁以下、香西・前掲論文九一頁以下。G. Schwarzenberger, *Foreign Investments and International Law*, 1969, pp. 84~89.
なお、ヒジブのその他の国有化の事例については、桜井他編・前掲書一五〇～一五二頁参照。
- (12) 独立の経緯については、*Survey of International Affairs 1961*, pp. 546; *Ibid.*, 1962, pp. 438, 入江啓四郎『重訂・国際法解説』(一九七二・成文堂)一八九～一九五頁参照。
- (13) 同協定については、つぎのものを参照。入江『開発途上国における国有化』二四五頁以下、安藤「アルジェリアの国有化政策」三八～四〇頁、淡徳三郎『アルジェリア革命』(一九七二・刀江書院)三一九～三二八頁。なお、テキストは、*International Legal Materials*, Vol. 1 (1962), pp. 214 参照。
- (14) この頃は、かなり荒っぽいやり方が行なわれていたことがうかがわれる。その唯一の正当化事由は「社会主義化」であつたと云ふ。(Adrien-Claude Zoller, *Algerian Nationalization: The Legal Issues*, *Journal of World Trade Law*, Vol. 6 [1972], pp. 37-42.)
- (15) Jean Toussez, *La Nationalisation des Sociétés Pétrolières Françaises en Algérie et le Droit International*, *Revue Belge de Droit International*, Vol. 8 (1972), p. 482.
- (16) この経過について詳しくはつぎのものを参照。入江『開発途上国における国有化』二七五頁以下、安藤勝美『アルジェリアの石油開発協定——経済開発協定の事例研究』(一九七八・アジア経済研究所)三三三頁以下、A.-C. Zoller, *op. cit.*, pp. 43; J. Toussez, *ibid.*, pp. 482.
- (17) テキストは、*International Legal Materials*, Vol. 4(1965), pp. 809 参照。
- (18) この五一%国有化に対し、若干の会社は全面国有化をせよとの主張であったが、当時アルジェリア側は賠償金の額をおさめるためにこうした措置をとつたといわれる。(J. Toussez, *op. cit.*, p. 497)
- (19) テキストは、*International Legal Materials*, Vol. 10 (1971), pp. 847 参照。

アメリカにおける国有化の新動向(島田)

- (20) たとえば、CFPとSONATRACHとの合意では、アルジェリア側は同社に七年間にわたり総額三億三七〇〇万フランの支払を約したという（J. Toussez, *op. cit.*, p. 501）。なお、補償全般については、本稿八二頁参照。
- (21) 安藤勝美「経済自立と資源の国有化政策」〔星昭編『アフリカ諸国における経済自立』（一九六九・アジア経済研究所）所収〕二二六～二二八頁。また、農業革命とは、土地が耕作者に所属すべきこと、すなわち土地の国有化のことである。この点についてはつぎのものを参照。安藤・同論文二二八～二三〇頁、宮治一雄「アルジェリアの経済開発と独立過程」〔藤田弘二編『アフリカ諸国の経済開発』（一九六六・アジア経済研究所）所収〕一七二頁。
- (22) 安藤「アルジェリアの国有化政策」四〇頁参照。
- (23) 宮治・前掲論文一七三～一七四頁参照。
- (24) 安藤「アルジェリアの国有化政策」四一頁参照。
- (25) こうした経緯については、安藤・同論文四一～四二頁参照。
- (26) 安藤「経済自立と資源の国有化政策」二三一頁。この点に関する判例については、同「アルジェリアの国有化政策」四三頁以下参照。また、アルジェリアの国有化の具体例については、たとえば、桜井他編・前掲書一三三～一三九頁参照。
- なお、フランス系石油会社の国有化の時点で、アルジェリアの主張する国有化の権利についてはフランス側も異議を唱えなかったといわれる。（J. Toussez, *op. cit.*, pp. 495～496; A.-C. Zoller, *op. cit.*, p. 52.）
- (27) 安藤「経済自立と資源の国有化政策」二二八頁参照。
- (28) A.-C. Zoller, *op. cit.*, pp. 41～45.
- (29) Arthur Berridale Keith, *The Belgian Congo and the Berlin Act, 1919*, p. 67 参照。
- (30) 同社の設立とその国有化の経緯については、つぎのものを参照。入江『開発途上国における国有化』二七九頁以下、宮崎「コンゴのユニオン・ミニエール接収事件」経済と外交第五〇七号（一九六七年四月）九頁以下、「コンゴ動乱とベルギーの資産」東京銀行月報第一七巻第二号（一九六五年二月）四七～五〇頁、安藤勝美「コンゴにおける鉱業コンセッション制度の変化」アジア経済第一二巻第三号（一九七一年三月）六〇頁以下、東京銀行調査部『コンゴ共和国経済概観』東銀調査

資料第五四号（一九六九）一～五頁、一五頁以下。Robert Kovar, La "congolisation" de l'Union minière du Haut-Katanga, *Annuaire Français de Droit International*, Vol. 13 (1967), pp. 745; Michel Verwilghen, Les principaux aspects juridiques de la nationalisation de l'Union minière du Haut-Katanga, *Revue Belge de Droit International*, Vol. 6 (1970), pp. 108; Explanatory statement by the Premier, Dr. Moïse Tshombe, *International Legal Materials*, vol. 4 (1965), pp. 233; Gordon C. McDonald et al. (Co-Authors), *Area Handbook for the Democratic Republic of the Congo* (Congo Kinshasa), 1971, pp. 342.

また、ユニオン・ミニエールについては、たとえばつぎのものを参照。西尾滋編『海外銅資源の開発』（一九六八・アジア経済研究所）二八四～二九八頁。

(31) 特許会社 (compagnie à charte) の制度は、一六世紀以来イギリスやドイツが用いた植民地化手段の一つで、国が与えた特許状により、会社は軍隊の徴募や税の徴集など国家の権能の一部を行使する権限を有したといわれる。(R. Kovar, *op. cit.*, p. 745)

(32) CSKの設立後、CKは権限をこれに譲り、単なる持株会社となった。植民地時代には、コンセッションは、植民地政府を通じてベルギー民間資本などの開発会社に譲許され (concéder) 三つの譲許権代行会社は植民地政府から開発権譲許の代行を委託され、これらがコンセッションを民間の開発会社 (譲許会社 (concedée)) に譲許していた。CSKは三つの譲許権代行会社の一つであり、ユニオン・ミニエールは、CSKがコンセッションを与えた譲許会社の一つであった。詳しくは、東京銀行調査部・前掲書二一三頁、一八頁参照。

(33) 同社は、国王の勅令により認可され、コンゴ自由国の法律に従ってコンゴの有限責任会社として設立された。(M. Verwilghen, *op. cit.*, p. 111)

(34) 一九六〇年度は M. Verwilghen, *ibid.*, p. 116 だ、また一九六五年度は R. Kovar, *op. cit.*, p. 758 以下。

(35) この会社はイギリス会社である。同社については、たとえばつぎのものを参照。エム・コーガン『ユニオン・ミニエール・オ・カタンガ』帝国「産業貿易研究第一七号（一九六三年三月）四一～四二頁。

アフリカにおける国有化の新動向（島田）

- (36) この会社についてはつぎのものを参照。安藤「コンゴにおける鉱業コンセッション制度の変化」六二頁、ヴェ・ア・マル
トーション「ベルギー領コンゴにおける諸独占体の支配」産業貿易研究第一七号（一九六三年三月）三〇～三二頁。
- (37) この間の経緯については、つぎのものを参照。Survey of International Affairs 1959～1960, pp. 396; Ibid. 1961, pp.
457; Ibid. 1963, pp. 243.
- (38) R. Kovar, op. cit., pp. 751～752; M. Verwilghen, op. cit., pp. 117～118.
独立直前の一九六〇年六月に、ベルギー政府は、植民地令を公布したり、譲許権代行三社と植民地政府との協定を結ばせ
たりして、コンゴ内のベルギー会社が新政府の手中にはいることを何とか阻止しようとした。この点についてはつぎの
ものを参照。M. Verwilghen, *ibid.*, pp. 125, ヴェール・ジョア、ロジヌ・ルヴァン「旧ベルギー領コンゴにおける国家
と独占体——コンゴ株と特許会社の解体」産業貿易研究第一八号（一九六三年六月）七四～七一頁、安藤「コンゴにおける
鉱業コンセッション制度の変化」六六～六七頁、東京銀行調査部・前掲書一九～二〇頁。
- (39) 正式名称は、'Congo Decree Cancelling Belgian Companies' Rights To Grant Mining Concessions' といひ、テキ
スタは International Legal Materials, Vol. 4 (1965), pp. 232～233 参照。このデクレについては、「コンゴ動乱とベル
ギーの資産」四五～四七頁参照。なお、デクレのテキストの邦訳は、同論文の五〇～五一頁参照。
- (40) この間の事情については、宮崎・前掲論文一〇～一一頁、安藤「経済自立と資源の国有化政策」二三六～二三七頁参照。
- (41) 『天然資源の永久的主権——国連事務総長報告』（一九七二・アジア経済研究所）九八頁による。
- (42) R. Kovar, op. cit., p. 744, ユム・ローガン『ユニオン・ミニエール・オ・カタンガ』帝国「四五頁。またこの表現は、
スエズ運河国有化にさいしてのナセル大統領の演説の中でも用いられている。（前述七六頁）
- (43) 一九六五～六六年のことである。宮崎・前掲論文九～一〇頁参照。
- (44) このときのコンゴ政府の立場は、同政府が国有化に訴えることなくユニオン・ミニエールに参加し、その開発と政策につ
いて、より効果的にコントロールしたいというものであった。のちにさらにきびしい措置をとるようになったのは、こうし
た考え方にたいしユニオン・ミニエール側の抵抗があったからであるといわれる。（R. Kovar, op. cit., p. 760）

- (45) 二つのオルドナンスについては、*ibid.*, pp. 760~761 参照。
- (46) そのテキストは、*ibid.*, p. 777 参照。なお、このオルドナンスは主唱者の名をとってバカジカ法 (*Loi Bakajika*) とよばれるという。(*Ibid.*, p. 760 footnote 57)
- (47) そのテキストは、*M. Verwilghen, op. cit.*, p. 135 参照。
- (48) 宮崎・前掲論文一一頁参照。
- (49) *R. Kovar, op. cit.*, p. 766.
- (50) 新会社の資本金(約二億ドル)は五五%をコンゴ政府、一五%を *Tanganyika Concessions Ltd.* 残る三〇%は公開と予定されていた。しかし、*Tanganyika Concessions Ltd.* が参加を断わったため、結局政府が六〇%、残り四〇%が公開とされた。(*Ibid.*, pp. 767~768. 宮崎・前掲論文一一、一三頁) この公開株を引きうけ、その他の面でも新会社と協力するたぬコンソーシアムの結成がはかられたが、実現しなかった。(*Ibid.*, pp. 771~772. 宮崎・同論文一三頁)
- (51) 宮崎・同論文一二頁、『天然資源の永久的主権——国連事務総長報告』九九頁参照。
- (52) こうした組合せになったのは、コンゴ側は、ユニオン・ミニエールはすでに消滅したとの建て前なので、ユニオン・ミニエールの販売会社である SGM を協定の相手方としたものであり、ユニオン・ミニエールの側でも、GECOMIN と直接協定を結ぶことで、その成立を正式に認めることを避けようとしたからであるといわれる。(宮崎・同論文一四頁)
- (53) テキストは、*R. Kovar, op. cit.*, pp. 777~789 参照。なお、英文のテキストは、*International Legal Materials, Vol. 6 (1967)*, pp. 909~914 参照。
- (54) 協定の内容については、たとえば、宮崎・前掲論文一四頁参照。
- (55) この謝礼は、付属議定書第八条によれば、あらゆる税金が差引かれたあと、GECOMIN の生産額の四・五%と定められている。(『天然資源の永久的主権——国連事務総長報告』九九~一〇〇頁)
- (56) *G. C. McDonald et al.*, *op. cit.*, pp. 345~346.

三 国有化とアフリカナイゼイション

(一) アフリカにおける国有化の特徴

国有化という国内的措置を行なうことは、とくに条約などで禁止されていないかぎり、国際法上違法とはされていない⁽¹⁾。それは、外国人の財産が所在国の主権に服することや、国家が自国の政治・経済体制を自ら決定する自由をもつことなどから容易に説明できるからである。しかし、国有化が国際法上禁止されていないということは、国有化を無制約に行なうてよいことを認めるものではない。それでは、国有化は国際法上いつたいいかなる制約に服するか。この点については、現在のところ学説においても国家実行においても一般に承認されたものがない⁽²⁾というが実情⁽³⁾であろう。

では、アフリカにおける国有化の特徴は、いったいどのようにとらえることができるのであろうか。ここでは、先に先例としてみてきた三つの国有化事件の現象面からいくつかの特徴をひろい出してみよう。

第一に、前記国有化の政治的側面についてであるが、国有化は一種の報復的措置として行なわれる場合がある。スエズ運河の国有化がまさにこの例にあたるが、これは真の国有化事由というよりもむしろ国有化を行なう直接のきっかけとなる口実として利用される場合がある⁽⁴⁾というべきであらう⁽³⁾。

第二は、経済的側面についてである⁽⁴⁾。アルジェリアの国有化の例をみてもわかるとおり、アフリカの国々は政治的に独立したといっても名目的にすぎず、経済的にはかつての本国への従属の傾向がつよく残っている。また現在のよ

うに発達した資本主義経済のもとにあつては、先進国と同じレベルで競争することは、従属性をそのまま維持あるいは強化する結果になりかねないことは明らかである。したがつて、こうした現状を打破し、経済開発を急速にすすめ、経済的自立をはかるためには、たとえば土地や主要産業を国有化するなどの社会主義的な考え方を多少ともとり入れた政策をとるようになる。これは、手段としての社会主義であつて、目的は経済的自立であるから、アルジェリアの例をみてわかることとなる。

さらに、経済的側面について注意すべき点は、社会主義的な政策を掲げないまでも、自国の経済発展のためにはどうしても大きな財源が必要となり、その財源を確保するために莫大な利潤をあげている特定の外資系企業を国有化する場合が多いということである。本稿でとりあげた国有化の場合もそうであるが、こうした国有化の場合には、外国企業の資産や利益が余りにも巨大であるため、補償問題は必ずしも合理的に解決されているとはいえない。

以上、アフリカにおける国有化措置の特徴をみてきたのであるが、これらはアジアやラテン・アメリカの諸国なども含む開発途上国の国有化に共通な特徴とはいえるものの、アフリカ諸国だけに特徴的なものとはいえない。では、アフリカ諸国に共通な特徴とはいったい何か。それには、ユニオン・ミニエールの国有化の場合にみられた「コンゴ化」(前述八四頁)に注目する必要がある。コンゴの場合、当初ユニオン・ミニエールを国有化する意図はなく、もっぱら同社を自国のコントロールの下におく考えであつたという(前述九二頁注44)。したがつて、コンゴ化と国有化とは当然異なるわけである。コンゴ化の用語をアフリカ全体の動きとしてとらえた場合、アフリカナイゼーション(Africanization)とよばれることになる。では、アフリカナイゼーションとは何か。

(二) アフリカナイゼーションの意義

アフリカナイゼーションとは、たとえば「アフリカ大陸において、非アフリカ的なものをアフリカ化する運動ないし政策」を意味するといわれる。⁽⁶⁾したがって邦訳としては、「(自)国民化」「民族化」「現地化」などが用いられよう。⁽⁷⁾アフリカナイゼーションの対象は、第一に植民地時代に西欧から移入されたもの、第二にアフリカ社会に特徴的な複合社会の構成要素たる中間層のインド人、パキスタン人、シリア人、レバノン人などアフリカに定着している外国人である。⁽⁸⁾またアフリカナイゼーションの範囲は、人的なもの、すなわち人的交替に限るとする考え方と、物的関係をも含むとする考え方があり、後者はさらに、たとえば出資や経営支配などに分かれるのである。⁽⁹⁾

つぎに、アフリカナイゼーションと国有化とはどのような関係にあるのかという問題が提起されよう。結論から先にいえば、国有化はアフリカナイゼーションの一環としてこれに含まれるもの、換言すればアフリカナイゼーションを行なうさいの国内的措置の中で代表的なもの、と位置づけることができる。なぜなら、アフリカナイゼーションとは、アフリカ人自身の手によるアフリカ人のための国づくり、つまり経済の主体を外国人の手から自国民の手に移すことを目標とするものだからである。かくして、スエズ運河の国有化も、アルジェリアの石油企業国有化も、ユニオン・ミニエールの国有化もすべてアフリカナイゼーションの範疇で論ずることができることとなる。⁽¹⁰⁾

しかしこれだけでは、アフリカ諸国が最近あまり国有化国有化といわずに、なぜしばしばアフリカナイゼーションという呼称を好んで用いるのかという理由がはっきりしない。国有化とその他のアフリカナイゼーションの本当の違いはどこにあるのか。また、かれらの真のねらいはどこにあるのであろうか。

大きなちがいの一つは、国有化が一般にきわめて過激な措置であるのに対して、アフリカナイゼイションは概して穏健な措置を伴うことである。いいかえれば、国有化はアフリカナイゼイションの中で最も急進的な位置を占めるものといえよう。また、国有化には一般に承認された国際法の原則が存すると主張されるのに対して、アフリカナイゼイションは、多様であつて、またその歴史も浅く、いまだこれに関する国際法の原則といったものも確立していない。アフリカナイゼイションは、このように一方で各国自身のさまざまな実情にあわせて適切な措置をとることができるといふ長所もあるし、また他方で国際法上の義務を回避でき、自国の経済発展を阻害するような負担を課されることもないという利点も認められるのである。

つぎに、アフリカナイゼイションは実際にどのような行なわれているのか、この点について若干の国々の实例をみてみたい。

(三) アフリカナイゼイションの実態

(1) ナイジェリア

ナイジェリアでは、一九六六年一月のクーデタ以後昨年まで軍政が続いており、ザイルとならんで急進的なアフリカナイゼイションを推進していることで知られている。まず指定業種については、ナイジェリア人が独占的にまたは合弁で所有・経営することになっており、ナイジェリア化の一連の措置は資本参加に関するものであるが、人材の登用についても急速にナイジェリア人がすすめられている。このように現在ナイジェリアでは、外資は最低限四〇%の現地資本の参加を義務づけられているものの、これでさえまだまだ手ぬるいという批判もある。しかし他方で、

ナイジェリアは、訓練と経験をつんだ高いレベルをもつナイジェリア人の人材不足に悩んでいるという現実もある。

ナイジェリアは、外資政策についても、①高水準の技術を必要とするものや、鉱業など大規模な開発で収益が不安定なものについては外資を優先させる。②危険を冒して進出した企業についても、いったん利益があれば現地資本の参加をおしつける。③いかなる外資に対しても、ナイジェリア人の経営参加を義務づける。④既存の外資については、儲かっているもののみ現地資本を参加させる。⑤国家の基幹産業となりうる大型プロジェクトについては、外資の参加を極力おさえる、などを基調とするナイジェリア化を推進している。

(2) ザイール

ザイールは、前述のようにユニオン・ミニエールの接収など経済的自立への道を一路邁進しているのであるが、本格的なザイール化は、一九七三年一月三〇日のモブツ大統領演説を皮切りに実施された。このザイール化は、農業、商業、製造業のザイール人による独占など経済・資源ナショナリズムを積極的に進める点で、数あるアフリカナイゼイションの中でも最も急進的なもので、資本は即刻一〇〇%のザイール化を原則としていた。そしてザイール化された資本に対する補償などは二の次で、補償条件は、ザイール化された企業が収益をあげた場合にのみ一〇年程度で支払われるというものであった。

(3) タンザニア

タンザニアでは、一九六七年二月のアルーシャ宣言以後社会主義経済の樹立という基本方針にもとづいて、農民と労働者による生産手段の所有、政府による国家管理の強化の方向が打ち出され、銀行、保険、貿易などの国有化を手

はじめに、基幹産業の政府支配を次第に強めている。こうしたタンザニア化⁽¹³⁾の背景にある考え方は、「国家が生産手段を管理し、搾取を排除し、階級なき社会の実現のためにその経済に介入する」という社会主義の理論である。

なお、同じく社会主義国家建設を目的とする経済自立政策を推進するためにアフリカナイゼイションを行なっている国として、エチオピア⁽¹⁴⁾がある。

(4) その他の国々

その他の国々のアフリカナイゼイション⁽¹⁵⁾の特徴と思われるものをあげてみよう。たとえば、ナイジェリアやザイールなどの急進派に対して、穏健路線をとるのは、カメルーン⁽¹⁶⁾、コート・ジボワール⁽¹⁷⁾、ガボン⁽¹⁸⁾、ほかに雇用促進を具體的目標とするケニア⁽¹⁹⁾、経済ナシヨナリズムを掲げて経済的自立政策を推進しているガーナ⁽²⁰⁾などである。

(四) アフリカナイゼイションの形態

以上のアフリカナイゼイションの実態からその形態をまとめてみると、たとえば国有化に近い順につきの三つに分類できよう。アフリカナイゼイションも多様である。

① ナイジェリアやザイールのように、急進的な政策により外資系企業に対する完全接収などのきびしい措置をとってアフリカナイゼイションを進めている国々。この形態をとる国はほかに、ザンビア⁽²¹⁾があり、資源保有国にこの型が多い。

② タンザニアやエチオピアのように、経済開発への政府の直接参加、基本的生産手段の国家管理と資源の共有を主旨とする社会主義政策の推進によりアフリカナイゼイションを進めている国々。

③ ケニアやカメルーンなどのように、急激なアフリカナイゼーションをとった場合の対外貿易、投資などに及ぼす影響を考慮して、比較的ゆるやかにアフリカナイゼーションを進めている国々。

(1) この点に関する国際文書として、一九七四年二月二日、第二九回国連総会で賛成一二〇、反対六、棄権一〇で採択された決議三二八一「国家の経済的権利義務憲章」をあげておこう。同憲章第二条第二項(C)には、国家は、外国人財産を国有化し、収用し、またはその所有権を移転する権利を有する、と規定されている。

(2) 横川・前掲書一四〇頁注八参照。なお、この点についてつぎのものを参照。田畑茂二郎『国際法Ⅰ・新版』（一九七三・有斐閣）四四一頁以下、田畑「国有化をめぐる国際法上の問題点」七頁以下、香西「スエズ国有化の法的諸問題」七四頁以下、安藤「インドネシアによるオランダ系企業の国有化について——その国際法上の問題点」一〇六頁以下、横川・同書一三二頁以下、落合淳隆「海外進出と国有化問題」国際問題第一九七号（一九七六年八月）三〇頁以下。

また、たとえ一定の法原則が国際法上一般に認められたとしても、アフリカ諸国がそれらを受諾することはきわめてまれであろう。

(3) こうした特徴は、インドネシアによるオランダ権益の国有化の例もあるので、必ずしもアフリカ諸国に固有の特徴とはいえない。金田近二「後進国における外人企業国有化の問題」（田岡・田畑監修・前掲書所収）二二七頁。

(4) 詳しくは、つぎのものを参照。金田・同論文二三七～二四二頁。

(5) この点についてはつぎのものを参照。安藤「アルジェリアの国有化政策」四三頁以下。また、スエズ運河の国有化も社会主義国家建設のためという側面をもっていたとされる。（矢内原勝「アフリカナイゼーションと近代化・経済発展」〔矢内原勝編『アフリカナイゼーション』の意味と現実〕へ一九七三・アジア経済研究所所収）二七頁。）

しかし、この点におけるより大きな問題は、社会主義型国有化とどこが違うのかを明らかにすることである。

(6) 矢内原・同論文一頁参照。

(7) こうした問題を、現地化の語を用いて一般的に扱ったものとして、つぎのものがある。桜井雅夫「途上国における外国系企業の現地化——日本政府は具体的措置を」世界経済評論第二二巻第八号（一九七八年八月）三五頁以下、斎藤優「海外進出企業と現地化問題」国際問題第一九七号（一九七六年八月）二頁以下。なお、これらと「しのびよる国有化」とのちがいは必ずしも明確でない。桜井「しのびよる国有化の基本問題」ジュリスト第七〇三号（一九七九年一月一日）三一頁、同「外国人財産に対する『しのびよる国有化』」慶大法学研究第五三巻第一号（一九八〇年一月）三四頁以下参照。

なお、アフリカナイゼーションは、たとえばナイジェリアで行なわれればナイジェリアナイゼーションとよばれるのであるが、本稿では、一応ナイジェリア化の用語を用いた。

(8) 矢内原・同論文二〇三頁参照。第二の点については、一九七二年八月九日、ウガンダのアミン大統領が、アジア系英国旅客券保持者、インド・パキスタン・バングラデッシュ旅客券保持者のうち、一部を除いて、その入国許可と滞在許可を取消し、九〇日以内に国外退去を求める声明を出したことは、あまりにも有名である。

(9) 桜井他編・前掲書五二〇～五三三頁。なおこの点については、桜井「途上国における外国系企業の現地化」三七頁以下参照。

(10) 矢内原「アフリカナイゼーションと近代化・経済発展」二三〇～二七頁。

(11) ナイジェリア化について詳しくは、つぎのものを参照。「アフリカナイゼーションの動き」（一九七六・日本貿易振興会海外経済情報センター）一頁以下、「アフリカナイゼーションと外資の対応」海外市場第二七巻・第三〇七号（一九七七年五月）五〇頁以下、桜井他編・前掲書一六七～一七四頁。なお、ナイジェリアは七九年七～八月の選挙で民政に復帰した。

(12) ザイール化について詳しくは、つぎのものを参照。「アフリカナイゼーションの動き」一五頁以下、「アフリカナイゼーションと外資の対応」三九頁以下、桜井他編・前掲書一八三～一八六頁。

(13) タンザニア化について詳しくは、つぎのものを参照。「アフリカナイゼーションの動き」四六頁以下、「アフリカナイゼーションと外資の対応」二五頁以下、桜井他編・前掲書一七五～一八〇頁、播里枝「タンザニアの国有化」アフリカ研究第一六号（一九七七年三月）六三頁以下。

(14) エチオピア化について詳しくは、つぎのものを参照。「アフリカナイゼーションと外資の対応」九頁以下、桜井他編・前

掲書一五五〜一六一頁。

- (15) この点については、たとえば桜井他編・前掲書一四三頁以下参照。
- (16) カメルーン化について詳しくは、つぎのものを参照。「アフリカナイゼーションの動き」八六頁以下、「アフリカナイゼーションと外資の対応」四四頁以下、桜井他編・前掲書一五二〜一五三頁。
- (17) この国では、アフリカナイゼーションをイボワリザシオン (Ivoirisation) という。これについて詳しくは、「アフリカナイゼーションと外資の対応」三四頁以下参照。
- (18) 「アフリカナイゼーションの動き」八六頁。ガボンについてはたとえば、桜井他編・前掲書一六一〜一六二頁参照。
- (19) ケニア化について詳しくは、つぎのものを参照。「アフリカナイゼーションの動き」三五頁以下、「アフリカナイゼーションと外資の対応」五六頁以下、桜井他編・前掲書一六五〜一六六頁。
- (20) ガーナ化について詳しくは、つぎのものを参照。「アフリカナイゼーションの動き」六七頁以下、桜井他編・前掲書一六二〜一六五頁。
- (21) ザンビア化については、たとえば桜井他編・前掲書一八五〜一八六頁参照。

四　　む　　す　　び

以上の考察により、アフリカにおいては、国有化はそれ自体で独立のものではなく、広い意味でアフリカナイゼーションとよばれる脱植民地化政策の一環として行なわれる国内的措置であることが明らかとなった。いいかえれば、アフリカ諸国においては、国家が自国の政治的・経済的体制の変革を実施するにあたってまず行なうことは、非アフリカ的なものの一掃、つまりアフリカナイゼーションであると特徴づけることができる。

国有化という切り札は、この点で、アフリカ諸国にとって、オールマイティーなものとはならなかった。理由の一つは、前述のように、国有化という行為を行なうことによって必ず既成の国際法という先進国がつくり上げた枠組によって論陣をはらざるをえなかったことがあげられる。しかし、ここではアフリカナイゼーションに関わる別の面を明らかにしよう。

その一つは、アフリカナイゼーションの動きが急に活発となった時代的背景、つまり一九七〇年代の意味するものである。それは、アフリカの年といわれた一九六〇年よりすでに一〇年を経過している。政治的独立は達成しても、経済的自立にはほど遠い。そうした時期であった。しかし、その頃着々と資源ナシヨナリズムは高まりをみせつつあった。一九六二年二月一四日の総会決議一八〇三「天然資源に対する永久主権」に端を発した開発途上国の資源主権獲得の動きは、ついに一〇年をへて、一九七三年二月一七日の総会決議三一七一「天然資源対する永久主権」および一九七四年二月二日の「国家の経済的権利義務憲章」として見事に実を結んでいたのである。

こうした経済主権獲得の過程で、国家の国有化の権利については全く疑問が提起されなくなり、補償の条件も国有化を行なう国に絶対的に有利になっていた。ここでアフリカ諸国は、当然の権利として認められた国有化のみを行なうのではなく、アフリカナイゼーションという今までにない独自の行動をとるようになった。つまり、アフリカ人自身によるアフリカ人のための国づくりを、さまざまな方法で模索し始めたのである。こうした動きを、われわれは、全体としてアフリカナイゼーションとよんでいるのである。

最後に、アフリカナイゼーションのかかえる問題点と将来への展望について述べて本稿のむすびとしたい。

一九七四年一二月三〇日付けで、ザイールでは、「ラディカリザシオン」が公布された。ラディカリザシオンの趣旨は、ザイール化を一層徹底するというものであったが、大統領は、ラディカリザシオンの実施とともにザイール化の打ち切りも発表した。つまりザイール化の失敗のきざしがみえはじめたのである。そして七五年九月にはザイール化された株式資本の四〇%の旧所有者への返還および旧所有者の復帰が認められ、さらに七六年九月には経済安定化委員会が、旧所有者の無条件復帰と旧所有者への資本返還率を六〇%に引き上げること、および残りの四〇%についてはザイール人のパートナーを自由に選べることを決定した。ここにザイールにおいては、従来のアフリカナイゼーションは、ついに挫折したわけである。

このザイール化の失敗は、自らの財政不均衡やザイール化された企業の經理のでたらめさと経営能力の不足などの国内的要因のみならず、銅の国際相場の下落など対外的要因にも帰することができよう。しかしながら、私にはザイール化の失敗の一因は余りにも急進的にすぎた現地化政策にあるように思われてならない。外資系企業から非アフリカ的なものを排除することそれ自体は、つねにいと簡単である。問題はそのあとに来る。排除したあとはどうするか。ザイールにおいてはあまりに準備不足、力不足であった。計画性も乏しく、企業の経営管理能力もゼロに等しかったのである。ナイジェリアでも、人材不足は深刻である。また、没収に等しいアフリカナイゼーションは、その後の外国資本の進出をためらわせずにはおかないだろう。

ここに、アフリカ諸国は、たとえば、アングロ・イラニアン石油会社国有化の失敗を良き教訓にして次第にパーテイスベーション⁽²⁾の道を摸索し、現在ではついに世界の経済を左右しうる力を身につけるに至った産油国の資源政策推

進の過程に学ぶべきではなからうか。アフリカ人のための国づくりを急ぐあまり、「アフリカ人自身の手による」という言葉だけをうのみにすべきではない。要は、アフリカナイゼーションのあとに起る事態に対応できる計画性ある準備を、人的な面でも物的な面でも充実させつつ、交渉による合意をはかることを、アフリカナイゼーションをすすめる上での前提条件にするということである。

(1) こうした経過について、たとえばつぎのものを参照。「アフリカナイゼーションと外資の対応」六七～七〇頁、「アフリカナイゼーションの動き」三〇頁以下。

(2) パーティシペーションについては、たとえば、横川「OPECのパーティシペーションと国際法」国際法外交雑誌第七二巻第四号（一九七四年一月）一頁以下参照。国有化との違いについては、とくに二九～三一頁参照。

〔付記〕 本稿は、文部省科学研究費の助成による研究成果の一部である。